

越監告示第13号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年3月24日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 城戸 茂夫

記

- 1 実施基準 都市監査基準等に準拠して実施
- 2 監査の種類 財政援助団体監査
- 3 監査の対象 越前げんきフェスタ実行委員会
①執行期間
令和2年3月4日（水）～3月6日（金）
②対象期間
平成30年度中の財政的援助を与えた事務事業
- 4 監査の着眼点
平成30年度中に本市が交付した補助金等に係る出納その他の事務及び事業に関係する所管課の事務が、関係法令等にのっとり適正かつ効率的に行われているかという観点から監査を実施した。
- 5 監査の実施内容
監査対象の団体に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

6 監査の結果

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、団体及び所管課に対して口頭にて指導し改善を促した。